

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第三号

昭和二十三年九月鳥取縣蜜蜂轉飼取締條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年三月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣蜜蜂轉飼取締條例中改正條例

第一條中「蜜源を求めて季節的に飼育場所を移轉し蜂蜜又は蜜臘を採取」とあるを「蜂蜜又は蜜臘を採取する目的で季節的に飼育場所を移轉」に改める。

第二條第一項中「毎年二月末日」とあるを「毎年三月十五日」に改め「轉飼許可申請書」の次に「に土地所有者の蜂場貸与同意書を添え」を加える。

同條第一項の次に次の但書きを加える。
但し提出期日については特別の事由により知事が

昭和二十五年三月七日 火曜日
第二千八百十九号

本書はA五判

やむを得ないと認められた場合はこの限りでない。

同條第二項を次のように改める。
知事は前項の許可をしようとするときは、別に定むる鳥取縣蜜蜂轉飼調整委員会に諮問するものとする。

同條第四項を削る。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第四号

昭和二十四年三月鳥取縣條例第十三号、境港港灣施設使用料條例の一部を次のように改め、公布の日から施行し、昭和二十四年八月十日から適用する。

昭和二十五年三月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

境港港灣施設使用料條例中改正條例

第一條中「けい船さん橋」の次に「船舶給水」を加える。
第四條 第一項第四号の次に次の一号を加える。

五、船舶給水

1、岩壁給水 給水量 一立方米につき三十円
給水業者に給水 同 二十円

但し十七時から二十二時までの給水の場合は二割増、二十二時から八時までの給水の場合は三割増とする。

2 給水量は、本縣所定の量水器により算定する。

但し水量の予定し得るもの又は、量水器の故障その他に因り、水量判明しないときは、該当係員これを認定する。

第七條 第一項に次の但書を加える。

但し第四條第五号はこの限りでない。

第二條別紙様式 三

船舶給水使用許可願

一、船名 丸 とん、

- 一、給水の区分
 - 一、使用目的
 - 一、給水量 立方メートル
 - 一、給水時間
 - 一、使用料 御指定の通り
- 右御許可下さいますよう御願ひ致します。
- 昭和二十五年 月 日
- 住所 氏名 印

鳥取縣知事 西尾愛治殿

備考

右様式は、船舶給水の使用出願の場合に使用するものとする。

規則

鳥取縣規則第十四号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第四十七号鳥取縣生活物資

生産販売業者登録手数料規則の一部を次のように改める。

昭和二十五年三月七日

鳥取縣知事 西尾愛治

第三條第一項第二号の末尾に次のように加える。

8、幼児菓子 五百円

同條同項第三号の末尾に次のように加える。

13、幼児菓子 二百円

附則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年二月二十八日から適用する。

告示

鳥取縣告示第七号

家畜傳染病予防法第七條の規定により東伯郡、氣高郡に飼養する満十四箇月以上のすべてのはん殖牝牛(分べん直前直後ものを除く)に対して牛の原生虫病「とりこもなす病」定期検診を実施するから該当牛の所有者又は

管理者は所定の日時及び場所に畜牛をひきつけ検診を受けなければならない。

昭和二十五年三月七日

鳥取縣知事 西尾愛治

三月二十七日 東伯郡上中山村 樋口検診場 午前二時

同 西郷村 上井町 同 午前九時

同 上北條村 中北條村 同 同 午前九時

同 下中山村 同 同 午前九時

同 社倉吉町 同 同 午前九時

同 下北條村 同 同 午前九時

同 成美村 同 同 午前九時

同 北谷村 同 同 午前九時

同 二九日 同 同 午前九時

同 同 同 同 午前九時

委員会の議事規則については別に委員長がこれを定める。

第六條 委員会に次の職員を置き、知事がこれを任命、又は委嘱する。

幹事 若干名
幹事は委員長の命を受け庶務を掌理する。

第七條 委員会の事務所は、鳥取縣農林部畜産課に置く。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

◇鳥取縣告示第九号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條の規定により八頭郡国英村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十五年三月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十五年三月七日から
同 年同月十二日まで

◇鳥取縣告示第十号

昭和二十五年三月十五日定例縣会を鳥取市に拓集する。
昭和二十五年三月七日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第十一号

昭和二十四年二月鳥取縣告示第九号兒童福祉法による措置等のため支出する費用の基準の一部を次のように改め告示の日から適用する。
昭和二十五年三月七日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

三、助産施設に要する費用中但書を次のように改める。

「但し、入院費については、前記告示によれば、二十点であるが食物費の見込十点を控除し、これを十点として計算する」

01003

四、の1医療費中但書を次のように改める。

「但し、算定方法に規定のないもの及び医療の場合における看護のため支出する費用についてはその実費を支給するものとし、入院費については、前記告示によれば、廿点であるが、食物費見込十点を控除しこれを十点とする。」

◇鳥取縣告示第十二号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年三月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字大正町一〇

七五 市場 敏夫

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字廣瀨町一七二〇

ノ一

一、同 用途 自動車修理工場並に事務所

一、同 構造 木造 瓦、亜鉛鉄板葺 平家建一棟

一、同 規模 建築面積 一三七、六二平方米

突出する部分 三一、八九同

一許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする
こと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第十三号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十五年三月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡南谷村大字松河原一、〇〇六番地

現住所 同郡倉吉町大字宮川町一五五ノ四番地松田医院内

昭和二十五年二月二十七日第一、四五七号
小 倉 藤 枝

本籍地 八頭郡佐治村大字加瀬木一、二七一番地
現住所 同本籍地

昭和二十五年二月二十七日第一、四五八号

西 尾 富美子

昭和二十五年二月二十七日第一、四五九号

本籍地 福岡縣小倉市大字馬借町二三五番地ノ一

現住所 鳥取市大工町頭四番地谷尾育子方

昭和二十五年二月二十七日第一、四六〇号

永 井 日 佐 代

明治四十年十月十七日生

本籍地 日野郡日野上村大字宮内九一七番地ノ一

現住所 鳥取市掛出町一四番地鳥取赤十字病院寄宿舎

昭和二十五年二月二十七日第一、四六一号

倉 光 繁 子

昭和四年七月十九日生

本籍地 米子市車尾二三一番地
現住所 同本籍地

昭和二十五年二月二十七日第一、四六一号

野々村 武 子

昭和三年十月八日生

本籍地 東伯郡社村大字国分寺一五六番地

現住所 同本籍地

昭和二十五年二月二十七日第一、四六二号

小 谷 岩 子

大正八年二月五日生

本籍地 米子市西福原六〇二番地

現住所 同 六三番地

昭和二十五年二月二十七日第一、四六三号

森 尾 智 恵 子

大正二年七月十四日生

◇鳥取縣告示第百十四号

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十五年三月七日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前住所 日野郡根雨町大字根雨二一四番地

現住所 同 郡港口町大字莊五七七番地

昭和二十五年一月二十日住所変更により同年同月

二十五日名簿訂正方願い出たので同年二月二十七

日訂正

長 田 清 子

大正十三年十一月二十七日生

◇鳥取縣告示第百十五号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十五年三月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍 島根縣簸川郡神門村大字知井宮本郷九五九番一五地
住所 米子市桃町二丁目四六番地田中たつ方

昭和二十五年一月三十日島根縣へ轉出により同年

二月十日名簿取消方願い出たので同年同月二十七

日取消

藤 江 登 美 枝

昭和二年七月二十三日生

教育委員會規則

◇鳥取縣教育委員會規則第二号

昭和二十三年十一月鳥取縣教育委員會規則第四号鳥取縣教育委員會教育長專決事務規則の一部を次のように改める。

昭和二十五年三月七日

鳥取縣教育委員會

鳥取縣教育委員會教育長專決事務規則中改正規則

前文を次のように改める。

鳥取縣教育委員會に教育委員會法第四十九條及び第五十條並に第六十條の事務を行うため教育長專決事務規則を次のように定める。

第一條に次の二項を加える。

- 一一、職員の出張に關すること。
- 一二、教育委員会所掌予算の中配当された予算の支出命令に關すること。

◇鳥取縣教育委員會議規則第三号

昭和二十四年三月鳥取縣教育委員會議規則第七号鳥取縣教育委員會議事務局処務細則の一部を次のように改める。

昭和二十五年三月七日

鳥取縣教育委員會

鳥取縣教育委員會議事務局処務細則中改正規則

第八條中第三項を次のように改め第五項を削除する。

三、課員の縣内出張に關すること。

鳥取縣會告示

◇鳥取縣會告示第一号

昭和二十二年十二月鳥取縣會告示第十五号鳥取縣會圖書室規程の一部を次のように改め公布の日から施行する。

昭和二十五年三月七日印刷

昭和二十五年三月七日發行

昭和二十五年三月七日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

一、第二條中の分類を次のように改める。

分類番号	分類内容	分類番号	分類内容
0	総記	1	精神科学
2	歴史科学	3	社会科学
4	自然科学	5	工芸学
6	産業	7	美術
8	語学	9	文学

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町取
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取